

軽井沢町
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
(案)

令和6年3月
軽井沢町

目次

第1章 計画策定の趣旨	4
1 計画の位置付け	4
2 計画の期間	5
第2章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標	6
1 施設入所している障がい者の地域生活への移行	6
2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
3 地域生活支援拠点などが有する機能の充実	8
4 福祉施設から一般就労への移行	9
5 障がい児支援の提供体制の整備	10
6 相談支援体制の充実・強化	11
7 障がい福祉サービスなどの向上を図る体制の構築	12
第3章 障がい福祉サービスなどの見込み	13
1 障がい福祉サービスの種類ごとの見込み量	13
2 地域生活支援事業の見込み量	21
第4章 地域生活における支援の実施	25
1 緊急時・災害時などの支援体制	25
2 権利擁護の取組	26

■ 「障がい」の表記について

本計画は、法令の名称（令達文（条例、規則、訓令、達、指令）および公示文（告示、公告）を含む）、他の機関・団体の名称などの固有名詞を除き、「障がい」と表記しています。

(白ページ)

第1章 計画策定の趣旨

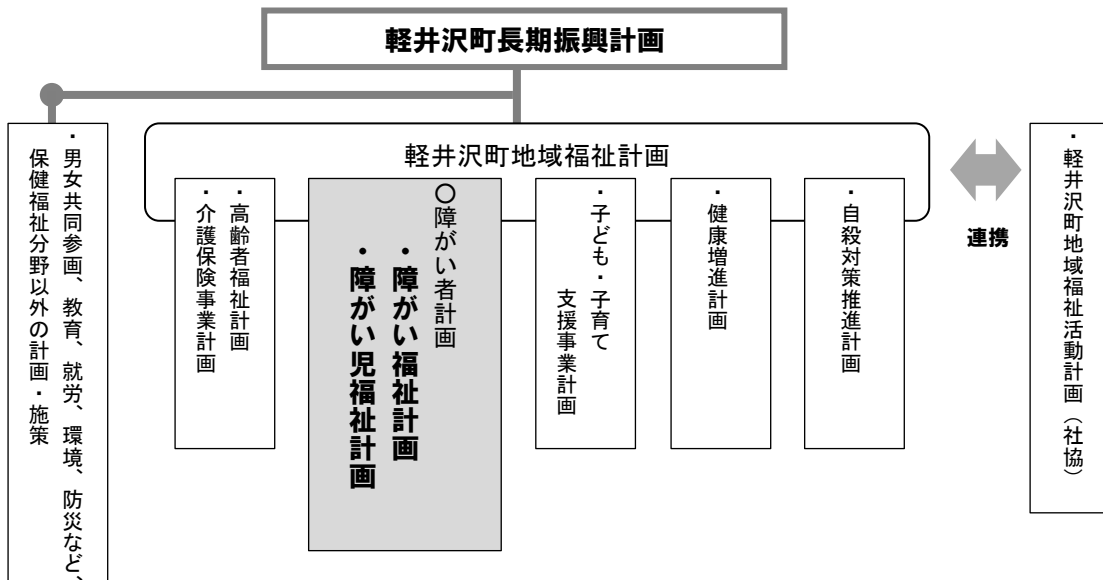
1 計画の位置付け

国の基本指針では、県・市町村は3年毎に「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」を策定することとしています。




「軽井沢町障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条第1項に基づく市町村障がい福祉計画であり、障がい福祉サービスの提供の確保などに関する事項に関してより具体的な内容を定めるものです。

また、「軽井沢町障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく市町村障がい児福祉計画であり、障がい児通所支援および障がい児相談支援の提供体制の確保および円滑な実施に関してより具体的な内容を定めるものです。

軽井沢町では、国の基本指針を踏まえ、令和5年度で期間満了となった前計画を引き継ぐ計画として、令和6年度から始まる「第7期障がい福祉計画」と「第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。両計画は、「第3次軽井沢町障がい者計画」、本町の関連計画および関連する分野の県計画との整合を図ります。また、「第6次軽井沢町長期振興計画・基本構想」において本町独自に障がい者分野に設定した“持続可能な軽井沢目標（Sustainable軽井沢Goals）”（略称：S軽Gs）のGoalsおよび“S軽Gs”のリーディングTargetsの実現に向けて事業を実施します。



■持続可能な軽井沢目標（Sustainable軽井沢Goals） 障がい者分野

SDGsのGoals		S軽Gs / リーディングTargets
	貧困をなくそう	安定した就労につながる支援を行う
	住み続けられるまちづくりを	重層的支援体制の整備
	平和と公正をすべての人に	保護を必要とする子どもと家庭への切れ目のない支援

資料：「第6次軽井沢町長期振興計画・基本構想」より作成

2 計画の期間

両計画の計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3か年計画とします。
 なお、国による法制度の改正や社会経済情勢の大きな変化などに対応し、計画期間中であっても、計画内容の見直しに柔軟に対応することとします。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)
軽井沢町障がい者計画	第3次									
障がい福祉計画	第7期		第8期			第9期			第10期 ※	
障がい児福祉計画	第3期		第4期			第5期			第6期 ※	

※令和17年度（2035年度）まで

第2章

第7期障がい福祉計画・

第3期障がい児福祉計画の成果目標

1 施設入所している障がい者の地域生活への移行

<第6期の状況>

令和3年度 ～ 令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域移行者は、令和5年度に1名。 ● 家族の高齢化、障がいの重度化、移行へ向けた資源不足などにより、移行は進んでいない。
---------------------	---

<第7期計画>

【国の基本指針の主旨（市町村対象）】

- 令和8年度末時点において、令和4年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活（グループホーム、一般住宅など）に移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点の入所者数を令和4年度末時点の入所者数から5%以上削減することを基本とする。

【軽井沢町目標値】

地域生活への移行者数（施設入所から地域生活への移行）

年度	R4年度実績	R5年度見込	R6年度計画	R7年度計画	R8年度計画	移行者数の割合 (B/A)
移行者数	0人	1人	0人	0人	1人	
	累計 (R4-R8)				2人 (B)	6.6%

各年度末の施設入所者数（施設入所者の削減数） ※各年度末時点

年度	R4年度実績	R5年度見込	R6年度計画	R7年度計画	R8年度計画	削減数の割合 (C/A)
支給決定者数	30人 (A)	29人	29人	29人	28人	
削減数	単年度実績	R4-R5	R5-R6	R6-R7	R7-R8	
		1人	0人	0人	1人	
	累計 (R4-R8)				2人 (C)	6.6%

2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<第6期の状況>

令和3年度 ～ 令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 協議会や専門部会など協議を行う主体者が不明確であるため、未実施である。
---------------------	---

<第7期計画>

【国の基本指針の主旨（市町村対象）】

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域／各市町村）の設置、開催回数。
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族などの関係者ごとの参加者数。
- 協議の場における目標設定および評価の実施回数。
- 精神障がい者における障がい福祉サービス種別の利用者数。

【軽井沢町目標値】

項目	R5年度見込	R6年度計画	R7年度計画	R8年度計画
保健、医療および福祉関係者による協議の場の設置	未設置	未設置	未設置	設置
保健、医療および福祉関係者による協議の場の年間開催回数	未実施	無	無	1回
保健、医療および福祉関係者による協議の場への保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族などの関係者の年間参加者数	未実施	無	無	5人
保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の年間実施回数	未実施	無	無	1回
精神障がい者の地域移行支援事業利用者数	1人	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援事業利用者数	0人	0人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）利用者数	7人	8人	9人	10人
精神障がい者の自立生活援助利用者数	0人	0人	0人	0人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	2人	2人	3人	4人

3 地域生活支援拠点などが有する機能の充実

<第6期の状況>

令和3年度 ～ 令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年度、年2回、佐久圏域自立支援協議会が中心となり、住み慣れた地域での住まいの場の確保などができるよう、協議の場を設け、情報共有を行った。
---------------------	---

<第7期計画>

【国の基本指針の主旨（市町村対象）】

- 令和8年度末までの間、地域生活支援拠点などを整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより、効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績などを踏まえ運用状況を検証および検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、強度行動障がい有する者に関して、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【軽井沢町目標値】

項目	R5年度見込	R6年度計画	R7年度計画	R8年度計画
地域生活支援拠点などの設置	圏域設置	圏域設置	圏域設置	圏域設置
効果的な支援体制の構築 (コーディネーターの配置)	1人	1人	1人	1人
運用状況の検証および検討の実施	2回	2回	2回	2回
強度行動障がい有する者に関する支援体制の整備	無	無	有	有

4 福祉施設から一般就労への移行

<第6期の状況>

令和3年度 ～ 令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設から一般就労に移行した人は令和4年度に1人であった。 福祉サービスを通して就労における力や日常生活のリズムを身に付けるも、実社会で就労体験などを行うとイメージしていない業務内容や人との関わりがうまくいかず、一般就労へつながらないケースが多数あった。利用者自身の特性を踏まえながら、訓練や就労体験を繰り返す中で、本人の力を発揮できる就労先へつなげられる事業所が必要である。
---------------------	--

<第7期計画>

【国の基本指針の主旨（市町村対象）】

- 一般就労への移行者数：令和3年度の1.28倍以上（令和8年度中）（うち、就労移行支援：1.31倍以上、就労継続支援A型：1.29倍以上、就労継続支援B型：1.28倍以上）
- 就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合を全体の5割以上（令和8年度中）
- 就労定着支援事業利用者：令和3年度の1.41倍以上（令和8年度末）
- 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上（令和8年度）

【軽井沢町目標値】

項目	R3年度実績	R6年度計画	R7年度計画	R8年度計画	割合
福祉施設を退所して一般就労した人数（全体）	0人	3人	3人	3人	R8/R3 300%
一般就労した人数（就労移行支援）	0人	1人	1人	1人	R8/R3 100%
一般就労した人数（就労継続支援A型）	0人	1人	1人	1人	R8/R3 100%
一般就労した人数（就労継続支援B型）	0人	1人	1人	1人	R8/R3 100%
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	0事業所 0%	1事業所 100%	1事業所 100%	1事業所 100%	/
就労定着支援事業の利用者数	0人	0人	0人	1人	R8/R3 100%
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	0事業所 0%	0事業所 0%	0事業所 0%	1事業所 100%	/

5 障がい児支援の提供体制の整備

<第6期の状況>

令和3年度 ～ 令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センターについては、令和3年度から児童発達支援事業運営業務委託として、センター化へ向けた児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問、相談支援を実施。専門職（ST、OT、保育士）を配置し、児童一人ひとりに合わせた支援を行った。並行して、令和3年度から施設の建設工事設計委託、令和4年度から建設工事、令和5年度から外構工事をそれぞれ実施。 ● 放課後等デイサービスでは預かりがメインとなってしまうこともあり、社会へ出て自立した生活や意思決定ができる支援も必要である。 ● 令和4年度から、軽井沢町医療的ケア児支援連絡会議を設置し、関係機関で情報共有を図っている。
---------------------	--

<第7期計画>

【国の基本指針の主旨（市町村対象）】

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1ヶ所以上設置することを基本とする。
- 令和8年度末までに、全ての市町村において障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1ヶ所以上確保することを基本とする。
- 各都道府県、各圏域または各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児などに関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【軽井沢町目標値】

項目	R5年度見込	R6年度計画	R7年度計画	R8年度計画
児童発達支援センターの設置数	未設置	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	未構築	未構築	未構築	構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所数	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	設置 (令和4年度)	設置	設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人	1人

6 相談支援体制の充実・強化

<第6期の状況>

令和3年度 ～ 令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 町が推薦し選任された主任相談支援専門員1名を中心に、町内の相談支援事業所同士で顔の見える関係づくりを進め、困難ケースを共有できる場を設けることで、相談支援の強化を図った。 ● 令和4年度に相談支援事業所が1ヶ所閉所するなどし、相談支援専門員の不足などから、新規サービス利用者に時間がかかるケースがある。 ● 相談支援専門員は他業務を兼務している状況であり、事業所内職員間と協力しながら新規サービス利用者を担当しているため、相談支援専門員の負担が大きくなっている。
---------------------	---

<第7期計画>

【国の基本指針の主旨（市町村対象）】

- 令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）する。
- 基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する（※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める）。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善などの取組を行うとともに、これらのために必要な協議会の体制を確保する。

【軽井沢町目標値】

項目		R5年度見込	R6年度計画	R7年度計画	R8年度計画
基幹相談支援センターの設置		設置（広域）	設置（広域）	設置（広域）	設置（広域）
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	専門的な指導・助言件数	19件	15件	15件	13件
	人材育成の支援件数	6件	6件	6件	6件
	連携強化の取組の実施回数	30回	24回	24回	24回
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	2人	2人	2人	2人
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	事例検討実施回数	1回	1回	1回	1回
	協議会の参加事業者・機関数	1団体	1団体	1団体	1団体
	協議会の専門部会の設置数	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	協議会の専門部会の実施回数	3回	3回	3回	3回

7 障がい福祉サービスなどの向上を図る体制の構築

<第6期の状況>

令和3年度 ～ 令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に町内障がい福祉サービス事業所の相談支援専門員を中心に発足した「事業所連絡会」を毎年、定期的で開催し、事例検討や研修の実施、課題の把握などを協議することで、相談支援専門員の資質向上とサービスの質の向上を図っている。
---------------------	--

<第7期計画>

【国の基本指針の主旨（市町村対象）】

- 令和8年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組に関わる体制を構築することを基本とする。

【軽井沢町目標値】

項目	R5年度見込	R6年度計画	R7年度計画	R8年度計画
サービスの質の向上を図る体制の構築	構築	構築	構築	構築
県が実施する障がい福祉サービスなどに関わる研修への参加人数	1人	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を町と事業所などで共有する体制の有無	無	無	無	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を町と事業所などで共有する会議などの実施回数	0回	0回	0回	1回

第3章 障がい福祉サービスなどの見込み

1 障がい福祉サービスの種類ごとの見込み量

(1) 訪問系サービス

事業名	内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事などの介護や、家事や生活に関する相談など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人へ、居宅において入浴、排せつ、食事などの介護や、家事や生活に関する相談、外出時の介護などを総合的に行います。
重度障がい者等 包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護をはじめとする障がい福祉サービスを包括的に提供します。
同行援護	視覚障がいにより一人での移動が困難な人へ、外出時に同行し、移動の援護や代筆・代読を含むなどの援助を行います。
行動援護	知的または精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動中や食事、排せつの介護などの援助を行います。

【見込み量】

●居宅介護

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者は11人でした。今後は施設入所から地域移行する人が増えることを想定し、令和8年度の1ヶ月あたりの利用者数を15人と見込みます。

●行動援護

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者は4人でした。今後は施設入所から地域移行する人が増えることを想定し、令和8年度の1ヶ月あたりの利用者数を5人と見込みます。

事業名	単位	実績（※R5は11月分まで）			計画		
		R3年度 (年平均)	R4年度 (年平均)	R5年度 (年平均※)	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	時間/月	141	91	73	104	112	120
	人/月	12	11	12	13	14	15
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間/月	42	45	47	60	70	80
	人/月	3	4	5	5	5	5

事業名	単位	実績（※R5は11月分まで）			計画		
		R3年度 (年平均)	R4年度 (年平均)	R5年度 (年平均※)	R6年度	R7年度	R8年度
重度障がい者等	単位/月	0	0	0	0	0	0
包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0

時間/月は利用時間数、単位/月は利用単位数、人/月は利用者数

（２）日中活動系サービス

事業名	内容
生活介護	障がい者支援施設などで活動する障がい者で、常に介護が必要な方に対して、主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護や生活に関する相談などの生活上の援助を行い、施設などで提供されるサービスを安定して利用できるようにします。
自立訓練（機能訓練）	身体に障がいがある方へ、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、必要なリハビリや日常生活を営むために必要な訓練などを行います。
自立訓練（生活訓練）	知的または精神に障がいがある方へ、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、日常生活を営むために必要な訓練などを行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性などに合った選択を支援します。 ※注 国で令和7年度中の施行に向けて内容を検討中。
就労移行支援	就労を希望する障がい者へ、一定期間、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援などを行います。
就労継続支援A型	一般企業就労が困難な方へ、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、生産活動などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援などを行います。
就労継続支援B型	一般企業就労が困難な方へ、就労の機会を提供し、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援などを行います。
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労された方が継続して就労ができるよう、環境変化による生活面の課題や社会生活で直面する課題などへ助言や指導などを行うとともに、企業や関係機関などとの連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援をします。
療養介護	医療を必要とする障がい者で常に介護が必要な方へ、主に昼間、病院で行われる機能訓練、療養上の管理看護、医学的管理のもとで行われる介護および日常生活上の世話をします。
短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気の場合などに、障がい者支援施設などに短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 障がい者支援施設などで行う福祉型と、病院などで行う医療型があります。

【見込み量】

●生活介護

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者は42人でした。令和8年度の1ヶ月あたりの利用者数を45人と見込みます。

●自立訓練

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者は、機能訓練1人、生活訓練2人でした。令和8年度の1ヶ月あたりの利用者数を、機能訓練1人、生活訓練2人と見込みます。

●就労選択支援

令和7年から施行が予定されている事業です。サービスを提供する事業者の確保などが課題であることから、令和8年度の1ヶ月あたりの利用者数は0人と見込みます。

●就労移行支援

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者は1人でした。令和8年度の利用者数を3人と見込みます。

●就労継続支援

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者はA型1人、B型28人でした。令和8年度の利用者数を、A型1人、B型35人と見込みます。

●就労定着支援

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者は0人でした。令和8年度の利用者数を0人と見込みます。

●療養介護

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者は2人でした。令和8年度の利用者数を2人と見込みます。

●短期入所

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者4人のうち、福祉型4人、医療型0人でした。令和8年度の利用者数を福祉型7人、医療型0人と見込みます。

事業名	単位	実績（※R5は11月分まで）			計画		
		R3年度 (年平均)	R4年度 (年平均)	R5年度 (年平均※)	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	人日/月	826	861	879	881	902	922
	人/月	39	42	41	43	44	45
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	10	10	0	10	10	10
	人/月	1	1	0	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	7	43	45	50	50	50
	人/月	1	2	2	2	2	2
就労選択支援 (新規)	人日/月					0	0
	人/月					0	0
就労移行支援	人日/月	44	23	12	36	38	40
	人/月	3	1	1	3	3	3
就労継続支援A型	人日/月	未実施	5	0	0	5	5
	人/月	未実施	1	0	0	1	1

事業名	単位	実績（※R 5は11月分まで）			計画		
		R 3年度 (年平均)	R 4年度 (年平均)	R 5年度 (年平均※)	R 6年度	R 7年度	R 8年度
就労継続支援B型	人日/月	488	482	536	540	576	595
	人/月	27	28	30	30	32	35
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
療養介護	人/月	2	2	2	2	2	2
短期入所	人日/月	44	46	61	70	70	70
	人/月	2	4	7	7	7	7

人日/月は利用日数、人/月は利用者数

※利用実績で月平均が1人未満になる場合も、利用日数は計上されるため、1人と表記した。

(3) 居住支援・施設系サービス

事業名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で一人暮らしを希望する人などへ、地域で自立した日常生活や社会生活をおくれるよう、訪問や随時の対応により生活上の問題を把握し、情報の提供や助言などの必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間、共同生活を営む住居において、相談や日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している方に、主に夜間、相談や日常生活の援助を行います。

【見込み量】

●自立生活援助

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者数は0人でした。令和8年度の利用者数を1人と見込みます。

●共同生活援助（グループホーム）

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者数は19人でした。令和8年度の利用者数を22人と見込みます。

●施設入所支援

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者数は28人でした。国の指針では地域移行を目指すこととされていますが、依然として施設入所のニーズは高く、体制の整備も必要なことから令和8年度の利用者数は30人と見込みます。

事業名	単位	実績（※R5は11月分まで）			計画		
		R3年度 (年平均)	R4年度 (年平均)	R5年度 (年平均※)	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	1	1
共同生活援助	人/月	18	19	22	22	22	2
施設入所支援	人/月	27	28	28	29	29	30

人日/月は利用日数、人/月は利用者数

(4) 相談支援

事業名	内容
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況や環境、サービス利用などの意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談などの支援をします。
地域定着支援	単身などで生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談などの必要な支援をします。

【見込み量】

●計画相談支援

計画相談支援の利用者数は、サービス等利用計画の作成と一定期間ごとにサービス等利用計画の検証などを行う「モニタリング」の利用者数の合計となります。

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者数は20人でした。令和8年度の利用者数を23人と見込みます。

●地域移行支援

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者数は0人でした。令和8年度の利用者数を1人と見込みます。

●地域定着支援

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者数は0人でした。令和8年度の利用者数を1人と見込みます。

事業名	単位	実績 (※R5は11月分まで)			計画		
		R3年度 (年平均)	R4年度 (年平均)	R5年度 (年平均※)	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	人/月	20	20	17	20	22	23
地域移行支援 (うち精神障がい者)	人/月	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
地域定着支援 (うち精神障がい者)	人/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)

人/月は利用者数

※利用実績で月平均が1人未満になる場合も、利用日数は計上されるため、1人と表記した。

(5) 障がい児支援

①障がい児通所支援

事業名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、医療型児童発達支援センターなどの指定発達支援医療機関において児童発達支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などを利用している障がい児に対して、障がい児施設などで指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで障がい児通所支援を利用することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

【見込み量】

●児童発達支援

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者数は17人でした。令和8年度の利用者数を20人と見込みます。

●放課後等デイサービス

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者数は24人でした。令和8年度の利用者数を30人と見込みます。

●保育所等訪問支援

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者数は13人でした。令和8年度の利用者数を15人と見込みます。

●居宅訪問型児童発達支援

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者数は1人でした。令和8年度の利用者数を1人と見込みます。

事業名	単位	実績（※R5は11月分まで）			計画		
		R3年度 (年平均)	R4年度 (年平均)	R5年度 (年平均※)	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	人日/月	65	86	93	100	100	100
	人/月	12	17	17	20	20	20
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	223	200	318	320	330	340
	人/月	23	24	26	26	28	30
保育所等訪問支援	人日/月	12	20	20	20	20	25
	人/月	7	13	13	13	13	15
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	3	0	3	3	3
	人/月	0	1	0	1	1	1

人日/月は利用日数、人/月は利用者数

※利用実績で月平均が1人未満になる場合も、利用日数は計上されるため、1人と表記した。

②障がい児相談支援

事業名	内容
障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

【見込み量】

障がい児相談支援は、令和4年度の1ヶ月あたりの利用者数は16人でした。令和8年度の利用者数を20人と見込みます。

事業名	単位	実績（※R5は11月分まで）			計画		
		R3年度 (年平均)	R4年度 (年平均)	R5年度 (年平均※)	R6年度	R7年度	R8年度
障がい児相談支援	人/月	16	16	18	18	20	20

人日/月は利用日数、人/月は利用者数

③発達障がい児支援

事業名	内容
支援プログラムなどの受講	親や保護者・養育者、児童の支援に関わる職員などが、保護者と児童との関りに関するペアレントトレーニングやペアレントプログラムを受講し、支援の質の向上を図ります。
ペアレントメンター養成	発達障がいのある児童を育てた経験のある親であり、同じ親の立場で良き相談相手となれるペアレントメンターを養成するなどし、保護者同士の交流を促進します。
ピアサポート活動	同じ困難さを抱える、あるいは困難な立場にある人々が互いに支え合うピアサポート活動を推進し、一時預かりなどの支援や悩みを抱えた人が孤立することを防ぎます。

事業名	単位	実績（※R5は11月分まで）			計画		
		R3年度 (年平均)	R4年度 (年平均)	R5年度 (年平均※)	R6年度	R7年度	R8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム受講者数	人/月	0	0	4	4	4	4
ペアレントメンターの人数	人/月	0	0	0	0	1	2
ピアサポート活動への参加人数	人/月	0	0	0	2	3	4

人/月は利用者数

2 地域生活支援事業の見込み量

(1) 必須事業

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民を対象にして、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人などが自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がい者などやその家族、地域住民などが自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	佐久広域障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターとして、中立・公平性を確保し、必要な情報の提供、助言、サービス利用支援などを行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度による支援を必要とする障がいのある人に、制度利用の促進を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声、視覚などの障がいで意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者などの派遣などを行います。 聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を町役場などに配置します。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に自立生活支援用具などの日常生活用具費用を給付し、生活上の負担の軽減や福祉の増進を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に社会参加などのための外出支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けます。

【見込み量】

地域生活支援事業の必須事業や今後必要性が高まるであろう事業に係る見込み量は、以下のとおりです。

●成年後見制度利用支援事業

障がいのある人やその介護者の高齢化により、障がい者の権利を守るとともに意思を尊重する成年後見制度の必要性は今後増加していくと見込まれます。成年後見制度の利用実績は令和4年度1件でした。令和8年度の利用件数を2件と見込みます。

●意思疎通支援事業

令和4年度の年間派遣回数は、手話通訳者派遣事業が83回、要約筆記派遣事業が0回でした。

令和6年に手話言語条例が施行され、手話の重要性や手話通訳者の派遣制度が広く周知される

ことで、様々な場到手話通訳者派遣の要請が見込まれることから、令和8年度の手話通訳者派遣事業を100回、要約筆記派遣事業は0回と見込みます。

●移動支援事業

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者は1人でした。移動支援事業のニーズは高いものの、事業者の確保ができないなどの課題があります。令和8年度の利用者数は3人と見込みます。

事業名		単位	実績	計画		
			R4年度	R6年度	R7年度	R8年度
理解促進研修・啓発事業		実施有無	未実施	有	有	有
自発的活動支援事業		実施有無	未実施	無	無	無
相談支援事業	障がい者相談支援事業	実施有無	圏域実施	圏域実施	圏域実施	圏域実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	実施	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		件/年	1	1	1	2
成年後見制度法人後見支援事業		実施有無	無	無	無	無
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	83	90	95	100
	手話通訳者設置事業	人/年	圏域実施	圏域実施	圏域実施	圏域実施
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1	1
	自立生活支援用具	件/年	1	1	1	1
	在宅療養等支援用具	件/年	1	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	件/年	2	2	2	2
	排泄管理支援用具	件/年	190	200	220	250
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	0	1	1	1
移動支援事業	利用者数	人/月	1	2	2	3
	利用時間数	時間/年	7	14	14	21
地域活動支援センター基礎的事業	箇所数	ヶ所	1	1	1	1
	利用者数	人/年	381	400	400	400

(2) 任意事業

事業名	内容
訪問入浴サービス事業 (重度心身障がい者訪問入浴サービス事業)	重度心身障がい者で自宅浴室での入浴が困難な方の居宅に巡回入浴車を派遣し、入浴介助を行います。
日中一時支援事業	日中、障がい福祉サービス事業所などにおいて、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行います。
心身障がい児(者)等タイムケア事業	家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に、登録介護者に介護委託することで、本人や家族の地域生活を支援します。
自動車改造費補助事業 (身体障がい者用自動車改造費補助)	身体障がい者が所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を補助します。
社会参加支援事業	スポーツ、芸術文化活動などを行うことにより、障がいのある人などの社会参加を支援します。 ☆障がい者スポーツ大会 積極的に外へ出る機会をつくり、健康増進と親睦交流を深めるために佐久地区合同で開催しています。 ☆障がい者作品展 創作活動の支援や町民への啓発のため、毎年木もれ陽の里で障がい者の作品を展示しています。

【見込み量】

●訪問入浴サービス事業

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者数は0人でした。令和8年度の利用者数を1人と見込みます。

●日中一時支援事業

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者数は5人でした。コロナ感染拡大の影響もあり減少していましたが、令和5年度には新規事業者の登録もあり、利用者数は増加の傾向にあります。そのため令和8年度の利用者数を15人と見込みます。

●心身障がい児(者)等タイムケア事業

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者数は6人でした。核家族化や生活スタイルの変化により家族で介護できない家庭が増加傾向であることから、令和8年度の利用者数を15人と見込みます。

●自動車改造費補助事業

令和4年度の1ヶ月あたりの利用者数は0人でした。令和8年度の利用者数を1人と見込みます。

●社会参加支援事業

☆障がい者スポーツ大会

佐久地区合同で開催していますが、令和元年度から、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で中止されてきましたが、令和5年度に再開されました（令和5年度は荒天のため中止）。

今後も状況を見ながら開催します。

☆障がい者作品展

今後も継続して開催します。

事業名		単位	実績	計画		
			R 4年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
訪問入浴サービス事業 (重度心身障がい者訪問入浴サービス事業)		回/年	0	1	1	1
日中一時支援事業	利用者数	人/年	5	10	12	15
	利用日数	人/月	6	8	10	10
心身障がい児(者) 等タイムケア事業	利用者数	人/年	6	10	12	15
	利用日数	人/月	18	22	25	30
自動車改造費補助事業 (身体障がい者用自動車改造費補助)		件/年	未実施	1	1	1
社会参加支援事業	障がい者スポーツ大会	参加人数	中止	20	25	30
	障がい者作品展	作品数	12	15	20	25

第4章 地域生活における支援の実施

1 緊急時・災害時などの支援体制

◎消防・防災対策について

近年、災害や感染症の発生が地域社会に大きな影響を及ぼしています。最近では災害時の避難生活や感染防止さらには復興対策についても、その対応が長期化し、県・市町村財政や住民生活にも負担が強いられ、医療機関の逼迫も懸念されます。町民の生命および財産を守るため、災害時の感染症予防に努め、公共施設などにおける日頃からの安全対策を徹底するとともに、新たな生活様式の普及、啓発により利用者の安全を図ります。

「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指すため、今後は正確な情報を必要な方々へ事前に提供して、地域ぐるみで備えができる体制づくりを進めます。

全国的にも風水害や地震など大規模な自然災害が続いているなかで、安心できる消防・防災体制の整備は町民生活において必須条件となります。障がいのある方などの避難時の補助や、被災後の避難所などでの生活環境の確保が求められています。

①防災体制の充実

緊急時・災害時における情報伝達、避難誘導、救助体制の充実を図るため、地域防災計画に従い、避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行うとともに、それぞれの身体状況や生活状況に合った避難行動や支援ができるよう区長、民生委員、自主防災組織、地区社協などの連携により住民支え合いマップを更新するほか、これらを活用して、平常時から住民が相互に支え合う地域づくりを進めます。

②災害時の支援

避難行動要支援者名簿を基にした住民支え合いマップや個別避難計画に従って、地域住民などとの連携を図り早期の避難を行う。

また、避難場所において障がいの状況に応じた生活環境の場の確保や、保健師などの専門職による相談体制の確保に努めます。

2 権利擁護の取組

◎障がい者に対する虐待の防止

平成24年10月より、障がい者を虐待から守り、養護者に必要な支援を行う「障害者虐待防止法」が施行されています。殴る・蹴るといった暴力だけが虐待ではなく、虐待する側もされる側も、それが「虐待である」と自覚していないことがあり、問題が複雑化することがあるため、早期の対応が必要となります。

①障がい者虐待対応について

虐待通報または届出を受けた場合は、関係機関と連携し、速やかに障がい者の安全確認、通報などに係る事実確認、対応に関する協議を行います。

②虐待事案の未然防止および早期発見

関係機関、民間団体などとの連携協力を行うとともに、町民に対し障害者虐待防止法に関する周知・啓発を行い、虐待事案の未然防止および早期発見に努めます。

③養護者支援

虐待は養護者の介護疲れなど、様々な家庭問題が複雑に絡み合い、結果として虐待事案に至ることが多くあります。そのため、被虐待者支援のみならず、養護者支援も行います。

④虐待事案の一時保護

福祉サービス事業所などに働きかけを行い、一時保護に必要な居室の確保などを行います。

◎障がいへの理解

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、地域における障がいに対する理解促進を図る活動や、地域住民と交流する機会の更なる充実が必要となります。障がいのある人やその家族は、外出中や学校・職場などで嫌な思いをすることが多く、障がいへの理解や社会参加がまだ十分ではありません。周囲の理解と受け入れ体制を整えるなどの対応は、共生社会に向けた第一歩です。

①発達障がい者サポーターの育成

発達障がいや高次脳機能障がいへの理解が不十分なため、町民に正しい理解を広げていくことや、難病や内部障がいなど外見からは分かりにくい障がいに対する理解・啓発の更なる推進が求められています。

発達障がいのある人が困っている時、身近に障がいについて理解をし、見守る人がいることは一番の支えとなります。そのため発達障がいに関する基本的な知識を持ち、地域などにおいて発達障がいのある人やその家族を支える人となる「発達障がい者サポーター」の育成に努めます。

サポーターの育成にあたっては、県で開催している養成講座を活用し、発達障がいのある人やその家族が安心して生活できる地域づくりを推進していきます。

②広報・啓発活動

広報・啓発活動が一貫性を持って行われるよう、担当課と関係機関が連携し障がいのある人の立場に立った理解の促進を図り、共生社会の実現に向けて障がいを理由とする差別の解消について町民の関心と理解を深め、差別の解消を妨げているさまざまな要因の解消に向け取り組みを進めます。

③合理的配慮の提供

平成28年4月より施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）では不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供について規定されています。

本町では、法律の規定に基づき「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応ガイドライン」を策定し、職員が、障がいを理由とする差別の解消に関して適切に対応するために、必要な要領を定めています。

令和6年4月からは、これまで努力義務であった民間事業者による障がい者への合理的配慮が義務化されます。これを周知・啓発するため、事業者向けに研修会を開催するなどの取り組みを行います。

◎成年後見制度の利用促進

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができることを目的に、国で定められた成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度を中心とした権利擁護の支援を推進します。

また、広域エリアの11市町村、さく成年後見支援センター、佐久広域連合で地域連携ネットワークを構築し、役割分担の明確化、連携促進により中核機関として位置づけられています。

①広報機能

権利擁護や成年後見制度について、広報や各種講座などの機会において、理解促進や相談窓口の周知を図ります。

②相談体制の強化

障がい者相談支援センター、相談支援事業所と連携し、権利擁護の身近な相談窓口となり、関係職種や関係機関との連携を図り課題解決に努めます。

③関係機関などとの連携強化

障がい者相談支援センター、相談支援事業所、さく成年後見支援センターや司法機関との連携を図ります。

④成年後見制度の利用支援

審判申立て者のいない場合の町長申立て、利用にかかる費用負担の困難な者に対する費用助成を行います。